

諮問庁：国立大学法人鹿児島大学

諮問日：平成28年11月11日（平成28年（独個）諮問第24号）

答申日：平成29年3月31日（平成28年度（独個）答申第38号）

事件名：本人に対する訴訟の提起に関する最高責任者の最終意思決定に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる保有個人情報につき、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月26日付け鹿大総第188号により国立大学法人鹿児島大学（以下「鹿児島大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求人が、処分庁に対し、法13条1項の規定に基づき、「特定年度に請求人を相手取って鹿児島大学が裁判をしようとするまでの過程が知れる最高責任者の最終意思決定。」と記載して、保有個人情報開示請求書を提出した。

イ 処分庁が、本件審査請求人に対し、平成28年9月26日付け、「保有個人情報不開示決定通知書」により不開示処分とした。

ウ 処分庁の処分理由によれば、「意思決定にあたっては、口頭による打合せで決定したものであり、該当する文書は存在しません。」とし、法18条2項を根拠とするもののようである。

エ 法18条2項規定によれば、「独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない皆の決定をし、開示請求者に対

し、その旨を書面により通知しなければならない。」となす。

オ 前条規定は、「独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第四条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。」となす。

カ ちなみに法4条2号は、「利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その地の権利利益を害するおそれがあるとき。」又、同条3号は、「利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」となす。

キ しかし、処分庁の処分理由が、「意思決定にあたっては、口頭による打合せで決定したものであり、該当する文書は存在しません。」といている。

よって、処分庁は法人格を有した独立行政法人である為、然るべき地位にある者が、然るべき地位にある者に対し説明をし判断をあげ、然るべき地位にある者が意思決定をし、その過程で当然あって然るべき文書がないのはおかしい。

ク 処分庁に対し、当時本件審査請求人は重要事項を提起しその調査を求め、陳情を繰り返していた。それを応対していた係員がその陳情を無視し、訴訟の準備を進めていたとよもや考えにくいものである。

ケ したがって、処分庁の不開示理由はまだ不十分であり、ましてやその文書を作成し、保有していなければならないはずと考える。（参考例：先例：平成26年（独個）諮問第16号に対する平成26年度（独個）答申第40号）

コ 処分庁の決定は、「保有個人情報の開示義務」法14条1項の規定に違反しており、違法である。

サ 原処分により、審査請求人は憲法13条が国民に保障する基本的人権を侵害された。

シ 以上の点から、原処分の取り消しを求める為、本審査請求を提起した次第である。

（2）意見書

ア 審査請求書（上記（1））で述べたとおり、諮問庁の開示拒否が不当である。

イ 開示請求及び審査請求の経緯

(原処分までの経緯についての記載は、省略する。)

コンプライアンス推進係特定職員が特定事件番号事件に提出した「報告書」によれば、「損害賠償請求を求める訴えを準備中ですが」と本訴を準備していた主張がある。(疎明資料5)

コンプライアンス推進係特定職員が、上司の総務部長や総務課長の決裁をなく、鹿児島大学長と特定職員間のみ口頭による打合せで訴訟を提起できるものでないことは世間一般通常人であれば誰でも知れる。

訴訟は一方的提起した経緯から鑑みて、審尋は非公開であるものの、本訴が提起されれば当然裁判は公開されるべきものである。(保全裁判があった証拠(疎明資料6～9))

鹿児島大学が独立行政法人の組織である以上、このような巨大な組織において、事案の進行は決裁文書規定に拘束され、事案の最終意思決定者がどの部署の誰であるか知れるところ、大学長が公訴を決断しこれに対する公印取り扱い権者が押印した決裁書はあって然るべきものと考え外にない。

本件諮問において、法18条2項を根拠に、(6)項記載の「開示請求に係る保有個人情報保有していないため、全部を開示しないとした原処分を維持することが適当であると判断した。」の理由説明は根拠を失うという外にない。(疎明資料10)

平成27年10月27日付南日本新聞記事の審尋についての弁護士記者会見記事を参考する。(疎明資料11)

また、「鹿児島大学長との口頭による打ち合せで決定したものであり、該当する文書を作成しておらず、これを保有していません。」と述べているもののようであるが、決裁文書の判断がなかった説明が欠けている。

審査会は、開示請求を担当した係が本件対象文書の探索にあたったか否か本件対象文書を探索して見つけ出していきたい。

(意見書の資料は省略する。)

(3) 補充意見書

審査請求人の提出した意見書(上記(2))で述べた意見を補足するため、国立大学法人鹿児島大学公印規則(インターネット情報)を提出する。

鹿児島大学が独立行政法人の組織である以上、このような巨大な組織において、事案の進行は決裁文書規定に拘束され、事案の最終意思決定者がどの部署の誰であるか知れるところ、大学長が公訴を決断しこれに対する公印取り扱い権者が押印した決裁書はあって然るべきものと考え外にない。(疎明資料12)

(補充意見書の資料は省略する。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の概要

審査請求人から法12条1項の規定に基づき、自己を本人とする保有個人情報の開示請求がなされ、開示請求手数料の納入のあった特定年月日に受け付けた。

平成28年9月26日、該当する文書が存在しないため、保有個人情報不開示決定通知書を審査請求人宛てに送付した。

2 原処分を維持する理由

審査請求人の開示請求に係る保有個人情報「特定年度に請求人を相手どって鹿児島大学が裁判をしようとするまでの過程が知れる最高責任者の最終意思決定。」に関して、請求人を相手方とする裁判(以下「本件裁判」という。)をしようとするための最終意思決定にあたっては、鹿児島大学長との口頭による打合せで決定したものであり、該当する文書を作成しておらず、これを保有していない。よって、法18条2項の規定により、開示請求に係る保有個人情報を保有していないため、全部を開示しないとした原処分を維持することが適当であると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-----------------------------------|
| ① | 平成28年11月11日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月13日 | 審査請求人から意見書及び資料並びに
補充意見書及び資料を收受 |
| ④ | 平成29年2月6日 | 審議 |
| ⑤ | 同年3月13日 | 審議 |
| ⑥ | 同月29日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、鹿児島大学において、本件裁判を提起するに当たって何らかの決裁を行っていて然るべきであり、本件対象保有個人情報を保有しているはずである等として原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報を

不存在とした理由及び本件裁判を提起する過程で決裁を行った文書の保有の有無について確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 鹿児島大学においては、法人の重要事項を審議するため、国立大学法人鹿児島大学組織規則の規定に基づき、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の会議が置かれているが、いずれの会議においても、裁判の提起に関する事項を、その審議事項とはしていない。本件裁判の提起についても、役員会、経営協議会、教育研究評議会等において審議はされておらず、鹿児島大学長と総務担当理事、総務課長等との口頭での打合せにより決定したものである。よって、本件裁判の提起について審議した法人文書は、作成・保有していない。

イ 審査会からの照会に係る文書を探索したところ、本件裁判の代理人を委任した弁護士との委任契約に関する原議書（以下「本件原議書」という。）が存在することが確認された。なお、本件原議書の外に、審査会からの照会に係る文書の存在は、確認できなかった。

(2) 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

ア 本件対象保有個人情報に該当する保有個人情報については、本件開示請求書の記載内容並びに審査請求書、意見書及び補充意見書（上記第2の2（1）ないし（3））における審査請求人の主張等を踏まえれば、「本件裁判を提起する過程において、学長等の責任者がその決定をしたことが分かる法人文書に記録された保有個人情報」と解するのが相当である。

イ 当審査会において、諮問庁から、本件原議書の提示を受けて確認したところ、本件原議書は、本件裁判における鹿児島大学と代理人を委任した弁護士との委任契約に関する決裁文書であり、本件原議書に記録された保有個人情報は、本件対象保有個人情報に該当すると認められる。

また、本件原議書の外に、本件対象保有個人情報が記録された法人文書を保有していないとする上記諮問庁の説明については、これを覆すに足る事情は認められない。

ウ 以上のことから、鹿児島大学において、別紙の2に掲げる保有個人情報を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、鹿児島大学において別紙の2に掲げ

る保有個人情報保有していると認められるので、これにつき改めて開示
決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件対象保有個人情報

特定年度に請求人を相手どって鹿児島大学が裁判をしようとするまでの過程が知れる最高責任者の最終意思決定

2 改めて開示決定等をすべき保有個人情報

本件裁判における弁護士との委任契約に関する原議書（添付資料等を含む。）に記録された保有個人情報